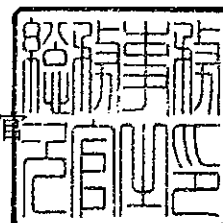




総行行第78号
平成18年6月7日

各都道府県知事 殿

総務事務次官



地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号。以下「改正法」という。）は、平成18年6月7日に公布され、下記第10に掲げる日から施行することとされました。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、改正法の施行に伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）についても、改正法の当該規定の施行の日（平成19年4月1日及び改正法の公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）までに所要の改正を行うこととしており、施行令に係る留意事項については、別途通知する予定です。

記

第1 副知事及び助役制度の見直しに関する事項

- 1 市町村の助役に代えて、市町村に副市町村長を置くものとされたこと。（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第161条第1項関係）
- 2 副知事及び副市町村長の定数は、条例で定めるものとされたこと。なお、現在、定数条例を定めていない地方公共団体においては、副知事及び副市町村長を置く場合、改正法の施行までに当該条例を定める必要があることに留意すること。（自治法第161条第2項関係）
また、副知事及び副市町村長の定数は、改正の趣旨、行政改革の観点等を踏まえ、各地方公共団体において適切に定めるべきものであること。
- 3 副知事及び副市町村長の職務として、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどること並びに普通地方公共団体の長の権限に属する事務の一部について、委任を受け、事務を執行することを追加することとされたこと。また、副知

事及び副市町村長が委任を受け、事務を執行する場合には、普通地方公共団体の長は、直ちに、その旨を告示しなければならないものとされたこと。(自治法第167条関係)

第2 出納長及び収入役制度の見直しに関する事項

- 1 出納長及び収入役を廃止し、普通地方公共団体に会計管理者を置くものとされたこと。(自治法第168条第1項関係)
- 2 会計管理者は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどるものとされたこと。(自治法第170条第1項関係)

第3 吏員制度の廃止に関する事項

- 1 普通地方公共団体の吏員とその他の職員の区分を廃止するものとされたこと。(自治法第172条第1項関係)
- 2 事務吏員及び技術吏員の区分を廃止するものとされたこと。(自治法第173条関係)
- 3 なお、上記区分の廃止の趣旨にかんがみ、各地方公共団体の職員に関する区分につき、必要な見直しを図られたいこと。

第4 監査委員制度の見直しに関する事項

識見を有する者から選任する監査委員について、条例でその数を増加することができるものとされたこと。(自治法第195条第2項及び第196条関係)

第5 財務に関する制度の見直しに関する事項

1 指定代理納付者による納付に関する事項

- (1) 普通地方公共団体は、納入義務者が、指定代理納付者が交付し又は付与する証票その他の物又は番号、記号その他の符号を提示し又は通知して、指定代理納付者に歳入を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができることとし、この場合において、普通地方公共団体は、歳入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、歳入を指定代理納付者に納付させることができるものとされたこと。(自治法第231条の2第6項関係)
 - (2) (1)の場合において、指定代理納付者がその指定する日までに歳入を納付したときは、その承認があった時にその歳入が納付されたものとみなすものとされたこと。(自治法第231条の2第7項関係)
- ### 2 行政財産を貸し付け又は私権を設定することができる場合の拡大に関する事項
- 普通地方公共団体は、次の場合において行政財産を貸し付け又は私権を設定することができるものとされたこと。(自治法第238条の4第2項関係)
- ア 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に当該土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められる堅固な建物等を所有し、又は所有しようとする場合において、その者に当該土地を貸し付けるとき。

イ 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

ウ 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

エ 庁舎等の床面積又は敷地に余裕のある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者に当該余裕がある部分を貸し付けるとき。

オ 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。

カ 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地益権を設定するとき。

3 信託をすることができる財産の範囲の拡大に関する事項

普通財産のうち国債その他の政令で定める有価証券は、当該普通地方公共団体を受益者として、指定金融機関その他の確実な金融機関にその価額に相当する担保の提供を受けて貸し付ける方法により運用することを信託の目的とする場合に、信託することができるものとされたこと。(自治法第238条の5第3項関係)

第6 長又は議会の議長の全国的連合組織に対する情報提供制度の創設に関する事項

各大臣は、その担任する事務に関し地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、地方公共団体の長又は議会の議長の全国的連合組織が内閣に対して意見を申し出ることができるよう、当該連合組織に当該施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講ずるものとされたこと。(自治法第263条の3第5項関係)

第7 議会制度の充実にに関する事項

1 専門的知見の活用に関する事項

普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができるものとされたこと。(自治法第100条の2関係)

なお、複数の学識経験を有する者等に合同で調査、報告を行わせることも可能であること。

2 臨時会の招集請求権に関する事項

議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができるものとし、この場合、当該普通地方公共団体の長は、請求のあった日から二十日以内に臨時会を招集しなければならないものとされたこと。(自治法第101条第2項及び第4項関係)

なお、議員の定数の4分の1以上の者から臨時会の招集の請求があった場合についても、当該普通地方公共団体の長は、請求のあった日から二十日以内に臨時会を招集しなければならないものとされたこと。(自治法第101条第3項及び第4項関係)

3 委員会制度に関する事項

- (1) 議員の複数の常任委員会への所属制限が廃止され、議員は、少なくとも一の常任委員になるものとされたこと。(自治法第109条第2項関係)
- (2) 閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、常任委員、議会運営委員又は特別委員を選任することができるものとされたこと。(自治法第109条第3項、第109条の2第3項及び第110条第3項関係)
- (3) 常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができるものとされたこと。(自治法第109条第7項、第109条の2第5項及び第110条第5項関係)

4 電磁的記録による会議録の作成に関する事項

- (1) 議長は、事務局長又は書記長(書記長を置かない町村においては書記)に会議録を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により作成させることができるものとされたこと。(自治法第123条第1項関係)
- (2) 会議録が電磁的記録をもって作成されているときは、議長及び議会において定めた二人以上の議員が当該電磁的記録に総務省令で定める署名に代わる措置をとらなければならないものとされたこと。(自治法第123条第3項関係)
- (3) 議長は、会議録が電磁的記録をもって作成されているときは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面又は当該事項を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)を添えて会議の結果を普通地方公共団体の長に報告しなければならないものとされたこと。(自治法第123条第4項関係)

5 専決処分の要件の明確化に関する事項

普通地方公共団体の長は、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、議会の議決すべき事件を処分することができるものとされたこと。(自治法第179条第1項関係)

第8 中核市の指定要件の緩和に関する事項

中核市の指定の要件のうち面積に係る要件を廃止するものとされたこと。(自治法第252条の2第1項及び第252条の2第3項関係)

第9 派遣職員に係る退職手当の負担の弾力化に関する事項

派遣が長期間にわたる等の場合に、協議により、派遣先の普通地方公共団体が派

遣職員の退職手当の全部又は一部を負担することができるものとされたこと。(自治法第252条の17関係)

第10 施行期日に関する事項

改正法は、次に掲げる日から施行するものとされたこと。(改正法附則第1条関係)

- (1) 上記第4、第8及び第9並びに下記第11の3、5、7、8及び9の事項 公布の日
- (2) 上記第1から第3まで並びに下記第11の1、2、4及び6の事項 平成19年4月1日
- (3) 上記第5から第7までの事項 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

第11 改正法の経過措置に関する事項

- 1 改正法の施行の際現に助役である者は、上記第10(2)に掲げる施行の日(平成19年4月1日)に、副市町村長として選任されたものとみなすものとされたこと。この場合において、その者の任期は、助役としての任期の残任期間と同一の期間とするものとされたこと。(改正法附則第2条関係)
- 2 改正法の施行の際現に在職する出納長及び収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとされたこと。(改正法附則第3条第1項関係)
- 3 改正法の公布の日から上記第10(2)に掲げる施行の日(平成19年4月1日)の前日までの間に、出納長若しくは収入役の任期が満了する場合又は出納長若しくは収入役が欠けた場合においては、普通地方公共団体の長は、出納長又は収入役を選任しないことができるものとされたこと。(改正法附則第4条関係)
- 4 出納長及び収入役から会計管理者への事務の引継ぎに関する事項は、政令で定めるものとされたこと。(改正法附則第5条第1項関係)
- 5 改正法の施行の際、監査委員の定数を三人と定める条例は、改正法による改正後の自治法の規定に基づいて制定されたものとみなすものとされたこと。(改正法附則第6条関係)
- 6 この法律の施行前の事実及び上記2によりなお従前の例によることとされる場合等におけるこの法律の施行後の事実に基づく地方公共団体の職員の賠償責任については、なお従前の例によるものとされたこと。(改正法附則第7条関係)
- 7 各大臣は、その担任する事務に関し地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとするときは、第263条の3の改正規定の施行前においても、自治法第263条の3第5項の規定の例によることができるものとされたこと。この場合において、同項の規定の例により講じた措置は、同項の規定の適用については、各大臣が同項の規定により講じたものとみなすものとされたこと。(改正法附則第8条第1項関係)
- 8 上記7の場合を除き、各大臣が第263条の3の改正規定の施行の日(公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日)から三十日以内に立

案をする施策については、自治法第263条の3第5項の規定は、適用しないものとされたこと。(改正法附則第8条第2項関係)

9 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとされたこと。(改正法附則第9条関係)

第12 その他

副知事及び助役制度の見直し、出納長及び収入役制度の見直し、吏員制度の廃止等に伴い、改正法の施行までに行う必要がある条例の制定又は改正その他の行為については、遺漏なきよう対応すべきものであること。